

# ○羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会行政組織規則

昭和 47 年 11 月 1 日教委規則第 3 号

最終改正 平成 27 年 7 月 13 日教委規則第 3 号

## 第 1 章 総則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）及びその他の法令に定めるところにより、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するために必要な組織及び運営の基本的事項を定めるものとする。

## 第 2 章 教育長に対する事務委任

(教育長に委任する事務)

**第 2 条** 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 羽村・瑞穂地区学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）及び羽村・瑞穂地区第 2 学校給食センター（以下「第 2 学校給食センター」という。）の運営に関する基本方針を定めること。
- (2) 教育委員会の規則を制定し、又は改廃すること。
- (3) 予算その他議会の議決を要する事件の議案について管理者に意見を申し出ること。
- (4) 学校給食センター及び第 2 学校給食センターの整備計画を定めること。
- (5) 職員（教育委員会の事務局及び学校給食センター並びに第 2 学校給食センターに置かれる職員をいう。）の人事の方針を定めること。
- (6) 職員の分限及び懲戒の処分を行うこと。
- (7) 附属機関（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づいて設置された附属機関のうち、教育委員会の所管に属するものをいう。）の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (8) 教育委員会がその当事者である争訟に関すること。
- (9) 請願に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、特に重要な事項  
(委任事務の特例)

**第3条** 教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会に諮り決定することができる。  
(報告)

**第4条** 教育長は、第2条の規定により委任された事務のうち特に重要と認められたもの及び委員から報告を求められたものについて、教育委員会へ報告しなければならない。  
(臨時代理)

**第5条** 教育長は、第2条に掲げる事項で、急を要し、かつ教育委員会の会議に諮る暇のないと認めるときは、教育委員会に代わって臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理処理した事項については、次の教育委員会会議において報告し、承認を求めなければならない。

### **第3章 教育委員会事務局**

(課及び係の設置)

**第6条** 事務局に次の課及び係を置く。

給食課

庶務係

(職制)

**第7条** 事務局に事務局長、課に課長、係に係長を置く。

2 臨時、特命又は専門的事務を処理するため、必要があると認めるときは、主査を置くことができる。

3 第1項に定めるもののほか、係に主任を置くことができる。

(職務)

**第8条** 事務局長は、教育長を補佐し、事務局の事務を統括掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、上司の命を受け、課の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 係長は、上司の命を受け、分掌事務の適正かつ迅速な処理に努める。

4 主査は、係長相当職とし、臨時、特命又は専門的事務の遂行者として、上司の命を受け、担当事務の適正かつ迅速な処理に努める。

- 5 主任は、上司の命を受け、担当事務の適正かつ迅速な処理に努めるとともに係長又は主査の職務を補佐する。
- 6 前各項に定める者以外の職員は、上司の命を受け、担当事務の適正かつ迅速な処理に努める。

(庶務係の分掌事務)

**第9条** 庶務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 教育委員会の会議並びに請願に関する事。
- (3) 儀式及び表彰に関する事。
- (4) 教育委員及び教育長の秘書事務に関する事。
- (5) 教育委員会の規則、規程の制定又は改廃に関する事。
- (6) 教育財産の管理に関する事。
- (7) 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他人事に関する事。
- (8) 職員の研修及び福利厚生に関する事。
- (9) 教育委員会の所掌に係る予算に関する事。
- (10) 関係機関、官公庁との連絡に関する事。
- (11) 学校給食に関する事。

#### **第4章 補則**

(教育長への委任)

**第10条** この規則に定めるものの外、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和49年10月1日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和54年4月28日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

**付 則** (平成3年3月29日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

**附 則** (平成7年2月1日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 13 年 4 月 6 日教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年 7 月 13 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により引き続き教育長が在職する間は、なお従前の例による。ただし、この規則による改正後の第 7 条第 3 項及び第 8 条の規定については公布の日から施行する。